

### 第3号様式

令和4年度第3回船橋市情報公開・個人情報保護審査会会議録

(令和5年4月28日作成)

#### 1 開催日時

令和4年12月20日(火) 午後2時00分～午後3時45分

#### 2 開催場所

市役所本庁舎6階 公平委員会室

#### 3 出席者

##### (1) 委員

岡崎委員、谷委員、田部井委員、加藤委員、坂井委員

##### (2) 事務局

岡部総務法制課長、櫻井総務法制課長補佐、大野情報公開係長、宇野主事、益岡主事

#### 4 欠席者

大川委員、青木委員

#### 5 議題 報告及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- ・個人情報取扱事務の届出について【報告・公開】
  - ・個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定状況等【報告・公開】
  - ・審査請求に係る審議について(船審03-12)【議題・非公開】
  - ・審査請求に係る審議について(船議庶第593号、船議庶第1044号、船議庶第1166号、船議庶第252号、船議庶第511号、船議庶第668号)【議題・非公開】
- 審査請求に係る審議については、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例第13条に該当し、船橋市情報公開条例第26条第1号に該当するため非公開。

#### 6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

なし

#### 7 決定事項

- ・個人情報取扱事務の届出について報告を受けました。
- ・個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定状況等について報告を受けました。
- ・審査請求に係る審議を行いました。

#### 8 議事

##### ○岡崎会長

お時間になりましたので、始めてよろしいでしょうか。

##### ○事務局

はい、お願いします。

## ○岡崎会長

それでは、始めます。現在のところ、本日の会議の傍聴を希望される方はいらっしゃいません。本日は一部公開審議ですので、公開審議の途中で傍聴希望者の方がいらっしゃいましたら、随時入室していただきます。

本日は、大川委員と青木先生がご欠席ですが、その他の委員が出席されておりますので、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第2条第2項の規定により、当審査会は成立いたします。

本会議の会議録の署名は、田部井委員にお願いいたします。

それでは、本日の内容に入ります。

本日は、最初に個人情報取扱事務届出について事務局から報告を受けます。続いて、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定状況等について事務局から報告を受けます。その後、審査請求に係る審議を行います。審査請求に係る審議は非公開となります。

それでは、個人情報取扱事務届出について、事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局

それでは、個人情報取扱事務の届出についてご報告いたします。

個人情報取扱事務の届出についてですが、個人情報を取り扱う事務については、事務の名称や取り扱う目的、記録項目、収集先などを市長に対し届け出ることが個人情報保護条例第16条第1項で規定されておりますので、実施機関は必要な事項の届出をしております。

これから行う個人情報取扱事務の届出のご報告につきましては、個人情報保護条例第16条第3項及び第4項に基づくものであり、ご覧いただき、ご意見がある場合につきましては頂戴できればと考えております。

今回届出がありました事務は、新規の届出3件となります。

ファイルにつづられていない資料のうち、左上がクリップ留めされた「個人情報取扱事務届出簿」と記載してある4枚の資料をご覧ください。こちらが、今回届出がありました事務となります。

これらの事務のうち、1枚目の国際交流課の届出簿について説明させていただきます。

こちらは、外国人住民の方へ、災害時等に必要な資料、例えば船橋市の外国人総合相談窓口の案内のチラシなどを送付するために、戸籍住民課の所管する住基システムより情報を収集するものですが、住民基本台帳法に基づく収集としているため、個人情報の取扱いとしては問題ないと考えます。

提出された届出については、事務局であります総務法制課で、記録項目の漏れがな

いか、内容に矛盾がないかなど、確認をしておりますことを報告させていただきます。

最後に、4ページ目をご覧ください。従来、個人情報取扱事務の届出については、冒頭で申し上げたように、船橋市個人情報保護条例第16条に基づき行っておりましたが、令和5年4月1日以降は、個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられることとなります。また、同法の施行に伴い、今年度で同条例は廃止予定であることから、個人情報取扱事務届出簿につきましては廃止される予定です。

個人情報ファイル簿の様式は、ご覧の資料のイメージとなります。現在、庁内各部署に対して、個人情報ファイル簿の作成について、照会をかけているところです。

個人情報取扱事務の届出について、報告は以上でございます。

#### ○岡崎会長

ありがとうございました。こちらについて、何かご意見、ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

今、後のほうでご説明がありました個人情報取扱事務の届出というのが、来年4月から廃止されると。そうすると、あとはファイルにつづられて保管している状況ということなんですか。担当部署のほうで適正についてはチェックしていくという形になるのでしょうか。

#### ○事務局

イメージとしましては、今までの届出簿の代わりという形で個人情報ファイル簿というのが法令で義務づけられますので、要件は完全一致ではないですけれども、似たようなものだと認識しています。

法律に基づきファイル簿の作成が義務づけられることから、従来の届出簿については廃止して移行するような形となっております。

#### ○谷委員

法律の今後定める要件には数の制限があったと思うのですが、そこはどうする予定ですか。

#### ○事務局

数に関しましては、法律の1,000人以上というところがあるので、1,000人未満のものについては基本的には公表されなくなるということになります。

#### ○谷委員

そうすると、自治体によっては1,000未満のものについては個人情報取扱事務

届出簿を使い続けるところもあるようですが、船橋市に関しては1,000未満のものはこういうものはもう備え付けないみたいな形なんですかね。

○事務局

そうですね。現時点では設ける予定がないというところでございます。

○事務局

1件であっても個人情報であることには変わりはないので、取扱いは個人情報として行っていくのですけれども、一人のものとかのファイルを全部作成すると、見る方も見にくいというところもございますし、求めがあればどういうものかというのはお伝えできるのですが、率先して作成して公表していくということは現状では考えておりません。

○加藤委員

質問いいですか。

○岡崎会長

はい、どうぞ。

○加藤委員

これって国際交流課限定なんですかね。ちょっと仕組みがよく分からないんだけど。

○岡崎会長

1枚目のですね。

○加藤委員

そうです。

○事務局

国際交流課のほうで、まだ災害があるわけではないので、実際に送ったりした実績があるものではないのですけれども、災害時などに困ったことがあればここに相談してくださいという資料を提供する準備として、住所とかを現時点で前もって把握しておくというところになります。

○加藤委員

ということは、ほかの課が必要があった場合に、国際交流課を通してということに

なるんですか。

○事務局

例えば別の課で資料の送付が必要になった場合につきましては、戸籍住民課のほうから住民基本台帳法に基づいて情報を収集して送付等に利用する形になります。

○事務局

例えば、児童手当で外国の方が必要であれば英語版のパンフレットをつくるとかありますけれども、外国人に特化という中ではなくて、児童手当の事務の中で、いろいろなバージョンのパンフレットを用意するとか、そういうことは行っております。

ただ、国際交流課というのは、そういう事務を申請することも分からないという方のために、困ったときはこういうところにご相談くださいとこちらのほうからプッシュ型で出すことによって相談しやすくなる。ほかの課ですと、申請が来て、「これをやりたいのですが」「では、こういう外国語バージョンのパンフレットがありますよ」というふうにできますが、プッシュで「いろいろなことにお困りではないですか」というのが今回の国際交流課の事務です。

○加藤委員

分かりました。

○岡崎会長

こちらから相談窓口の案内の資料を送るということは、これまではしていなかったものなのですか。

○事務局

実績としてはまだないと伺っております。

今後、今例に挙げた資料を必ず送るかどうかが、あくまでも想定なので、災害が起きたときにそのときの必要に応じて送れるように前もって把握するというところが一番のメインになるのかなと思います。

○坂井委員

すみません、いいですか。

○岡崎会長

はい。

○坂井委員

3枚目の所有者不明土地のやつなんですけれども、経常的な提供先として千葉県警が入っているのですが、これは罰則が法律についているからということでしょうか。

○事務局

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法につきましては、国及び関係地方公共団体とかが必要な情報提供を求めたりする場合や市町村長への要請とかがあるので、千葉県警に提出するのであって、罰を与えるために渡すのかどうかは不明ですが、県警と協力して所有者不明の土地を管理していくということがあるのだと思われまます。

○坂井委員

では、根拠としては所掌事務遂行上の必要性に基づきということでしょうか。

○事務局

間違えがあつてはいけないので、私たちのほうで、県警に渡す必要性和、法令のほうで渡すのか、所掌事務の遂行上で渡すのか、休憩時間に確認してお伝えいたします。

○岡崎会長

ほかに何かご質問やご意見ありませんでしょうか。

特にないようでしたら、次に進みたいと思います。次は、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定状況等」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして、次第2「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定状況等」について事務局から報告させていただきます。

資料は2点ございまして、1点目は1ページ目の真ん中辺りに「個人情報保護制度見直しの全体像」のカラーの図がついている「船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例」と上部に記載している資料になります。

2点目は、左上に「議案第5号」と記載している条例案の資料となっております。

令和3年度の第3回船橋市情報公開・個人情報保護審査会でも概要をお伝えさせていただきましたが、現時点における個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定状況等を報告いたします。なお、現在議会で審議中でございますので、今回の報告内容が確定した内容ではないことをご承知おきいただきますようお願いいたします。

では、カラー刷りの「船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例」の資料をご覧

ください。

これまで、市では、船橋市個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報の取扱いや、保有個人情報の開示請求の運用などを実施してきましたが、令和3年に個人情報の保護に関する法律が一部改正され、地方公共団体も含めた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されることとなり、地方公共団体は令和5年4月1日から施行となります。

船橋市においても、個人情報の保護に関して法の規定にのっとりこととなるため、現行の船橋市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関する必要な事項について、新たに船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例として議案を提出しております。

ここからは、「議案第5号」と記載がある資料も併せてご覧ください。

条例で規定する主なものは2点です。

1点目は、第3条の「開示する情報」です。公務員等の氏名について、現行条例上は開示する情報としていましたが、改正後の法律では、公務員等の職と職務遂行の内容は開示する情報となりますが、氏名については不開示情報とされております。しかしながら、今後の開示請求においても、船橋市情報公開条例との整合性を図る観点から、公務員等の氏名について、開示を行うことを規定しました。

2点目は、第4条の「開示請求に係る手数料等」ですが、現行条例と同様に、開示請求者から手数料は徴収せず、コピー等の実費に係る費用を負担いただくことを規定しています。

また、法律の施行、条例の廃止に伴い、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正が必要となることから、附則にて一部改正をしております。

施行日は、改正法の施行に合わせて、令和5年4月1日としております。

ここまでの、船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例に関する説明となります。

ここからは、この審議会でもございます船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正内容について、詳しくお伝えいたします。

「議案第5号」と記載のある資料の2ページ目をご覧ください。

大きな変更点は3点ございます。

まず1点目としましては、個人情報保護条例が廃止されることから、引用先を「条例」から「個人情報の保護に関する法律」に変更しております。

2点目は、3ページ目、改正前の第3条第2号の削除です。現状の制度ですと、個人情報を収集・提供などの際に、当審査会に諮ることを要件として行う場合がございます。

条文をご覧くださいと分かりやすいと思いますので、ピンクのフラットファイルの条例集、2番が個人情報保護条例だったと思うのですが、その14条をご覧くださいければと思います。

第14条では、「利用及び提供の制限」として、「取扱目的以外の目的に当該保有

個人情報を利用し、又は提供してはならない」旨の規定がございます。その中で、第14条第1項第5号、「その他特別の理由のある場合であって、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき」とございます。

しかし、これからの法の規定では、審査会に諮ることを要件として収集・提供などを行うような規定をすることはできません。このことから、収集・提供などの個人情報の取扱いに関する諮問に対して、意見を述べることはなくなります。

ただし、法の規定の範囲内における運用方法や施策に対するご意見を伺う必要がある場合もございますので、先ほどの審査会の条例の第3条第2項に「個人情報保護制度に関する重要な事項については、市の機関に対しそれぞれ意見を述べるができる」と規定がありますので、個人情報保護制度について、全く意見を聴けない、述べられないということではございません。典型的に審査会に聴いたらオーケーという形ではなくなるということになっております。

審査会の事務としましては、情報公開の分野では変更はございません。個人情報の分野においても、審査請求、特定個人情報保護評価の第三者点検などは残りますので、審査会で審議する内容が大きく変更されるということではないと考えております。

審査会条例の主な変更点の3点目は、戻っていただいて2ページ目、第3条などの所掌事務などに関連するのですが、個人情報の保護に関する法律では議会は適用除外となっております。このことから、現時点では、個人情報保護制度に関する部分については、議会を除いております。

今後議会も入れるのかどうかなどは議会と調整中のございまして、議会が入るということであれば、現行と変わらない運用となります。現段階では議会の部分については調整中ですので、議会の部分が入るか否かについては、決定次第改めてご報告いたします。

長くなりましたが、事務局からの報告は以上となります。

#### ○岡崎会長

ありがとうございます。

何かご意見、ご質問ある方いらっしゃいますか。

条例が廃止されて、統一された法律にのっとって運用がなされるということですが、基本的には意見を述べる機会が少し減るとか、それぐらいで、基本的な運用そのものは変わらないということではないですか。

#### ○事務局

そうですね。審査会の事務としましては、今まで収集とか提供するときに、法令や本人同意ではないときに、審査会のほうにこういうことをやってよろしいですかとご意見を伺いに諮問をしまして、答申して認められたものをやるということができたの



ですけれども、今回、14条の5号とか、先ほど議案5号の3ページ目の一番上、第2号のところ、今回削った個人情報保護条例第7条第1号、第8条第2項第9号など書いているところがあるのですけれども、提供だけではなく、収集する場合も審査会に聴く場合がございます。あとは、取り扱ってはいけないものとか、取扱いに制限があるものを審査会に諮って聴くとか、個人情報取扱事務届出簿について意見を聴くことがあったのですが、その部分は法で判断をするので、法の中の話だったらいいのですが、審査会として法を超えた「いい」「悪い」というのは言えない形になるので、事務としては減ります。年に1～2回、多いときで2回ぐらいで、この頃はないうすけれども、1回ぐらいあったかなと思います。千葉県とかに求められて、こういうものを出してよろしいでしょうかとここで諮ってからやっていたもの、その事務は減りますが、今一番多く時間を使っているのは、やはり開示請求に対する審査請求、特に公文書開示請求の審査請求が多いので、大きくがらっとやる内容が変わることではないのかなと思いますが、若干、個人情報の取扱いに対して意見を聴くという部分が少なくなるのは確かです。

○岡崎会長

分かりました。

ご質問、ご意見、大丈夫ですか。

○谷委員

そうすると、開示決定の期限は延びる形になるんですか。

○事務局

おっしゃるとおり、今、私たちのほうでは、開示の決定が14日、延長が46日という形で決められています。谷先生がおっしゃられるとおり、法のほうは30日が原則で、延長期間が30日ということになっております。

そちらにつきましては、短縮することは認められているんですね。原則14日なので、30日の原則を14日にやることはできるのですけれども、延長の30日を46日に延ばすことはできないので、公文書が大量にある場合ですと、延長する場合がございますので、トータルで見て60で取っておかないと実務上対応できないのと、もう一点、例えば30日であっても、早く判断がついたり処理すれば、30日以内なので、14日でやったり、3日でやったり、5日でやったりということもできますので、お尻のところ、60日で終わらせるというところを鑑みまして、法律のまま30日、30日にしております。

ですので、情報公開は14日、46日、保有個人情報の開示請求は30日、30日なので、こういうところは間違えないように周知していくのが私たちの仕事だと思っ

ております。

○岡崎会長

ほかにありますでしょうか。

特にないようですので……。

○事務局

すみません、事務局からなのですが、先ほどの届出簿のところでご質問があった所有者不明土地の届出簿につきまして、千葉県警に提供する場面について確認しましたのでご説明いたします。

事務の流れからなのですが、提供先のところ、民間団体・私人のところに書いてあります地域福利増進事業を実施する事業者や個人の請求者に対して、所有者不明土地の登記上の所有者は不明なのですが、例えば課税台帳などで、固定資産税とかを払っている方がいらっしゃったら、その方の情報を事業者にお伝えして、今後の土地の利活用に活用していただくということで提供しているのですけれども、国土交通省から、地域福利増進事業については暴力団の排除を推進していきましょうという通知がありまして、請求してきた事業者や個人の方が暴力団関係者かどうか千葉県警のほうに照会をかける際に、この方たちはどうですかということで提供すると。なので、民間団体・私人への提供は法律に基づいて提供するものでして、千葉県警については、そのような所掌事務の遂行上、相手方に伝えるということなので、こちらは法ではなくて所掌事務遂行上の必要性ということで提供するものと確認してまいりました。

こちらからは以上でございます。

○岡崎会長

今ご説明いただきましたけれども、大丈夫でしょうか。

○坂井委員

分かりました。

○岡崎会長

ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、次は審査請求に係る審議を行います。

以下、非公開審議のため、会議録は公表しません。

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

総務部総務法制課情報公関係

電話 047-436-2062